

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………(環境局総務部環境政策課)……………一

○液化石油ガス販売事業者の認定……………(環境局環境改善部環境保安課)……………五

### 公告

○土地区画整理組合の理事の就任……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………五

○開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………六

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………六

## 告示

### 東京都告示第千二百四号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事

業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和二年九月二十九日

東京都知事 小池 百合子

#### 一 事業段階関係地域の範囲

江東区 青海三丁目、青海四丁目、有明四丁目、若洲三丁目、海の森一丁目、海の森二丁目及び海の森三丁目の区域  
大田区 城南島五丁目、令和島一丁目及び令和島二丁目の区域

所属未定 中央防波堤外側埋立地の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
東京二十三区清掃一部事務組合  
管理者 山崎 孝明  
千代田区飯田橋三丁目五番一号

三 対象事業の名称及び種類  
中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業

四 対象事業の内容の概略  
対象事業は、中央防波堤内側埋立地内江東区海の森二丁目、不燃ごみと粗大ごみを併せて処理する中防不燃・粗大ごみ処理施設を整備するものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要  
事業者は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、景観、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧  
(一) 期間

令和二年九月二十九日から同年十月二十八日まで。  
ただし、日曜日及び土曜日を除く。

#### (二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

#### (三) 場所

ア 江東区環境清掃部温暖化対策課  
江東区東陽四丁目十一番二十八号  
イ 大田区環境清掃部環境計画課  
大田区蒲田五丁目十三番十四号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課  
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課  
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

#### 七 都民の意見書の提出

##### (一) 提出方法

持参又は郵送

##### (二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)  
イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

##### (三) 期限

令和二年十一月十二日

##### (四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論  
対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の内容及び対象事業の区域とその周辺地域の概況を考慮の上、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測、評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～表1(6)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
大気汚染	<p>&lt;工事の施行中&gt;</p> <p><b>【建設機械の稼働に伴う排出ガス】</b> 予測結果は、最大濃度を示す地点において、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の評価の指標<sup>注1)</sup>とした「環境基本法」に基づく環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が4.0%、二酸化窒素が12.4%である。 なお、工事の実施に際しては、排出ガス対策型建設機械を使用する等の環境保全のための措置を徹底することにより、大気質への影響の低減に努める。 したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.038mg/m<sup>3</sup> [評価の指標<sup>注1)</sup> 0.10mg/m<sup>3</sup>]</li> <li>・二酸化窒素 98%値 0.045ppm [評価の指標<sup>注1)</sup> 0.04～0.06ppm<sup>注2)</sup>]</li> </ul> <p><b>【工事用車両の走行に伴う排出ガス】</b> 予測結果は、工事用車両走行ルート<sup>注1)</sup>の道路端（4地点）において、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の評価の指標<sup>注1)</sup>とした「環境基本法」に基づく環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が0.01%未満、二酸化窒素が0.01～0.04%である。 したがって、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.047mg/m<sup>3</sup> [評価の指標<sup>注1)</sup> 0.10mg/m<sup>3</sup>]</li> <li>・二酸化窒素 98%値 0.040ppm [評価の指標<sup>注1)</sup> 0.04～0.06ppm<sup>注2)</sup>]</li> </ul> <p>&lt;工事の完了後&gt;</p> <p><b>【ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガス】</b> 予測結果は、ごみ収集車両等走行ルートの道路端（4地点）において、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の評価の指標<sup>注1)</sup>とした「環境基本法」に基づく環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が0.01%未満、二酸化窒素が0.02～0.12%である。 したがって、ごみ収集車両等の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.047mg/m<sup>3</sup> [評価の指標<sup>注1)</sup> 0.10mg/m<sup>3</sup>]</li> <li>・二酸化窒素 98%値 0.040ppm [評価の指標<sup>注1)</sup> 0.04～0.06ppm<sup>注2)</sup>]</li> </ul> <p>&lt;工事の完了後&gt;</p> <p><b>【施設の稼働に伴う臭気（敷地境界等）】</b> 予測結果は、敷地境界等において、臭気指数10未満であり、評価の指標とした「悪臭防止法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「東京都環境確保条例」という。）に定める規制基準（臭気指数10）を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。 なお、対象事業の区域を含む中央防波堤内側埋立地は令和元年に江東区の附属となり、令和2年6月25日からは「江東区海の森」として住居表示されたことから、今後、用途地域の指定がされる可能性がある。現在、用途地域の指定がなく、住居系地域が該当する規制基準であるが、事後調査において、新たに指定された場合は、それらの用途地域及び規制基準に基づき、状況確認を実施する。</p>
悪臭	

注1) 予測地点及びその周辺地域は、「環境基本法」に基づく環境基準が適用されない地域に位置しているため、環境基準は適用されないが、評価の指標としては環境基準を使用した。  
注2) 日本平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p>&lt;工事の施行中&gt;</p> <p><b>【建設機械の稼働に伴う騒音】</b> 予測結果は、計画地境界西側で最大72dBとなり、評価の指標<sup>(注1)</sup>とした「騒音規制法」に定める規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める報告基準を下回る。さらに、低騒音型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行って良好な状態で使用するよう努め、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えらるると考える。 解体・土工・く体・グラント 72dB (計画地境界西側) [評価の指標<sup>(注1)</sup>] 85dB<sup>(注2)</sup> [評価の指標<sup>(注1)</sup>] 80dB<sup>(注3)</sup></p> <p><b>【建設機械の稼働に伴う振動】</b> 予測結果は、計画地境界西側で最大70dBとなり、評価の指標<sup>(注1)</sup>とした「振動規制法」に定める規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める報告基準を超過しない。さらに、低振動型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行って良好な状態で使用するよう努め、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えらるると考える。 解体・土工・く体・グラント 70dB (計画地境界西側) [評価の指標<sup>(注1)</sup>] 75dB<sup>(注4)</sup> [評価の指標<sup>(注1)</sup>] 70dB<sup>(注5)</sup></p> <p><b>【工事用車両の走行に伴う騒音】</b> 予測結果は、工事用車両走行ルート<sup>(注6)</sup>の道路端(4地点)の1地点のみ評価の指標<sup>(注1)</sup>とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準(65~70dB)を下回る。3地点で環境基準を上回るが、現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は0.1dB未満であり、現況と同程度と予測される。工事の実施に当たっては、工事用車両の走行ルート<sup>(注6)</sup>の限定、安全走行等により騒音の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。 昼間 68~74dB [評価の指標<sup>(注1)</sup>] 65~70dB]</p> <p><b>【工事用車両の走行に伴う振動】</b> 予測結果は、工事用車両走行ルート<sup>(注6)</sup>の道路端(4地点)において、全ての地点で評価の指標<sup>(注1)</sup>とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回る。工事の実施に当たっては、工事用車両の走行ルート<sup>(注6)</sup>の限定、安全走行等により振動の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。 昼間 47~57dB [評価の指標<sup>(注1)</sup>] 65dB] 夜間 44~53dB [評価の指標<sup>(注1)</sup>] 60dB]</p> <p>注1) 予測地点及びその周辺地域は、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準の適用除外区域に位置しているため、規制基準が適用されないが、評価の指標としてそれぞれの基準を適用した。 注2) 「騒音規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準を示す。 注3) 「東京都環境確保条例」に定める特定建設作業に係る騒音の報告基準を示す。 注4) 「振動規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を示す。 注5) 「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る振動の報告基準を示す。 注6) 予測地点及びその周辺地域は、「環境基本法」に基づき騒音に係る環境基準が適用されないが、評価の指標として環境基準を適用した。 注7) 一部の予測地点及びその周辺地域は、「東京都環境確保条例」に定める規制基準の適用除外区域に位置しているため、規制基準が適用されないが、評価の指標として環境基準を適用した。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p>&lt;工事の完了後&gt;</p> <p><b>【施設の稼働に伴う騒音】</b> 予測結果は、計画地境界西側を除く全ての地点において評価の指標<sup>(注1)</sup>とした「東京都環境確保条例」に定める規制基準を超過しない。計画地境界西側の予測結果は50dB(昼間、夕)であり、評価の指標とした夜間の時間区分は規制基準を超過する。ただし、計画地境界西側は中防処理施設の敷地内に位置していることから、「東京都環境確保条例」に規定される敷地境界に該当しないため、規制基準は適用されない。また、中防処理施設の敷地境界上では、規制基準を下回る。計画地周辺は、おもに倉庫・運輸関係施設及び専用工場等がみられる地域であり、住居等がないが、設備機器は原則屋内に設置し、必要に応じて周囲の壁に吸音材を取り付ける等の騒音対策を講じることから、施設の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えらるると考える。 なお、対象事業の区域を含む中央防波堤内側埋立地は令和元年に江東区の帰属となり、令和2年6月25日から「江東区海の森」として住居表示されたことから、今後、用途地域の指定がされる可能性がある。現在、用途地域の指定がなく、住居系地域が該当する規制基準であるが、事後調査において、新たに指定された場合は、それらの用途地域及び規制基準に基づき、状況確認を実施する。 昼間 50dB (計画地境界西側) [評価の指標<sup>(注1)</sup>] 50dB] 夕 50dB (計画地境界西側) [評価の指標<sup>(注1)</sup>] 45dB]</p> <p><b>【施設の稼働に伴う振動】</b> 予測結果は、計画地境界西側を除く全ての地点において評価の指標<sup>(注1)</sup>とした「東京都環境確保条例」に定める規制基準を超過しない。計画地境界西側の予測結果は65dB(昼間、夜間)であり、評価の指標とした夜間の時間区分は規制基準を超過する。ただし、計画地境界西側は中防処理施設の敷地内に位置していることから、「東京都環境確保条例」に規定される敷地境界に該当しないため、規制基準は適用されない。また、中防処理施設の敷地境界上では、規制基準を下回る。計画地周辺は、おもに倉庫・運輸関係施設及び専用工場等がみられる地域であり、住居等がないが、振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴムを取り付ける等の振動対策を行うことから、施設の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えらるると考える。 なお、対象事業の区域を含む中央防波堤内側埋立地は令和元年に江東区の帰属となり、令和2年6月25日から「江東区海の森」として住居表示されたことから、今後、用途地域の指定がされる可能性がある。現在、用途地域の指定がなく、住居系地域が該当する規制基準であるが、事後調査において、新たに指定された場合は、それらの用途地域及び規制基準に基づき、状況確認を実施する。 昼間 65dB (計画地境界西側) [評価の指標<sup>(注1)</sup>] 60dB] 夜間 65dB (計画地境界西側) [評価の指標<sup>(注1)</sup>] 55dB]</p> <p><b>【施設の稼働に伴う低周波音】</b> 施設稼働時のG特性音圧レベルの予測結果は、78~89dBであり、評価の指標とした「心身に係る苦情に関する参照値」を下回る。また、施設稼働時のF特性音圧レベルの予測結果は、敷地境界東側(地点2)の8Hzを除き、評価の指標とした「物的苦情に関する参照値」を下回る。敷地境界東側(地点2)ではF特性音圧レベルが評価の指標を上回るが、対象事業の区域周辺は工場等が立地する地域であり、住居等がない。加えて、設備機器の適正な運転管理や吸音の設備の導入を図ることによって低周波音の発生を妨ぐため、施設の稼働に伴う低周波音の影響は最小限に抑えらるると考える。</p> <p>注) 予測地点(計画地境界西側を除く)は、「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る騒音・振動の規制基準が適用されるため、その規制基準を評価の指標とした。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p>&lt;工事の完了後&gt;</p> <p>【ごみ収集車両等の走行に伴う騒音】</p> <p>予測結果は、ごみ収集車両等走行ルートの道路端（4地点）のうち1地点で評価の指標<sup>(注1)</sup>とした「環境基本法」に基づく環境基準を下回る。3地点で環境基準を上回るが、現況調査結果に対する騒音レベルの増加は0.1dB未満であり、現況と同程度と予測される。</p> <p>ごみ収集車両等の走行に当たっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど騒音の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。</p> <p>屋間 68～74dB 【評価の指標<sup>(注1)</sup>】 65～70dB</p> <p>【ごみ収集車両等の走行に伴う振動】</p> <p>予測結果は、ごみ収集車両等走行ルートの道路端（4地点）において、全ての地点で評価の指標<sup>(注2)</sup>とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回る。</p> <p>ごみ収集車両等の走行に当たっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど振動の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。</p> <p>屋間 48～57dB 【評価の指標<sup>(注2)</sup>】 65dB</p>
土壌汚染	<p>&lt;工事の施行中&gt;</p> <p>【土壌中の有害物質等の濃度】</p> <p>中防不燃ごみ処理センターの稼働中において、対象事業の区域内（65地点）の現況調査を行った範囲では、溶出量試験においてふっ素が1地点、含有量試験において鉛が2地点、「東京都環境確保条例」に定める汚染土壌処理基準（ふっ素（溶出量試験）：0.8mg/L以下、鉛（含有量試験）：150mg/L以下）を超過した。</p> <p>現在、施設は稼働中であり、中防不燃ごみ処理センター第一プラントの解体の際には、関係法令に基づき、工事区域内の土壌について汚染状況調査を実施し、汚染状況把握するとともに、適切な拡散防止対策を実施する。</p> <p>したがって、有害物質等が流出するおそれはない。</p> <p>【地下水への溶出の可能性の有無】</p> <p>対象事業の区域内（4地点）の現況調査を行った結果、地下水中の有害物質の濃度は、砒素が1地点、ふっ素が1地点、「環境基本法」に基づく環境基準（砒素：0.01mg/L以下、ふっ素：0.8mg/L以下）を超過した。</p> <p>砒素とふっ素については、地殻中や海水中にも幅広く存在しているため、中防不燃ごみ処理センターの土壌汚染に由来する環境基準超過ではないと考えられる。</p> <p>また、工事の実施が地下水汚染を引き起こすことはなく、有害物質等が地下水へ溶出することはないと考えられる。</p> <p>【汚染土壌の量】</p> <p>現在、中防不燃ごみ処理センターは稼働中であり、中防不燃ごみ処理センター第一プラントの解体の際には、関係法令に基づき、工事区域内の土壌について汚染状況調査を実施し、汚染状況を把握し、その結果を用いて、汚染土壌の量を把握する。</p> <p>【汚染土壌の量】</p> <p>現在、中防不燃ごみ処理センターは稼働中であり、中防不燃ごみ処理センター第一プラントの解体の際には、関係法令に基づき、騒音に係る環境基準が適用されないが、評価の指標として「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準が適用されたいが、評価の指標として「環境基本法」に定める規制基準の適用除外区域に位置しているため、規制基準が適用されないが、評価の指標として「環境基本法」を適用した。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
土壌汚染	<p>&lt;工事の施行中&gt;</p> <p>【新たな土地への拡散の可能性の有無】</p> <p>現在、中防不燃ごみ処理センターは稼働中であり、中防不燃ごみ処理センター第一プラントの解体の際には、関係法令に基づき、工事区域内の土壌について汚染状況調査を実施し、汚染状況を把握するとともに、適切な拡散防止対策を実施する。</p> <p>また、本事業に伴い発生する建設発生土を対象事業の区域外へ搬出する場合は、「東京都建設発生土再利用センター」等の受入施設の基準に適合していることを確認し、適切に処理する。受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき、適切に処理する。このことから、新たな土地への拡散の可能性は低いと予測する。</p> <p>したがって、新たな地域に土壌汚染を拡散させることはなく、評価の指標を満足すると考える。</p>
景観	<p>&lt;工事の完了後&gt;</p> <p>【主要な景観構成要素の変更の程度及びその変化による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>本事業は、対象事業の区域にある受入貯留ヤード及び中防不燃ごみ処理センター第一プラントの跡地において、新たに中防不燃・粗大ごみ処理施設を整備するものであり、建築物の建築等における配置、形態・意匠・色彩及び緑化について可能な限り配慮することから、本事業の実施による景観構成要素の変更はなく、地域景観の特性に変化はない。</p> <p>したがって、評価の指標を満足すると考える。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>本事業は、対象事業の区域にある受入貯留ヤード及び中防不燃ごみ処理センター第一プラントの跡地において、中防不燃・粗大ごみ処理施設を整備するものであり、基本的な景観構成要素の変化はなく、色彩や形状に当たっては江東区景観計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とする。さらに、構内緑化の圧か、中防不燃・粗大ごみ処理施設の屋上緑化等を行うことにより良好な景観を形成し、周辺景観と調和のとれた景観を創出することで、眺望に大きな変化を及ぼさないと考える。</p> <p>&lt;工事の施行中&gt;</p> <p>【廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法】</p> <p>解体工事及び中防不燃・粗大ごみ処理施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで約4.8万tと予測される。また、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率等の全体の目標値を満足する。</p> <p>また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。また、不燃物として最終処分していた可燃性の処理残さのうち、可燃性のある約半量（約2万t）は当組合が管理している清掃工場で焼却処理することとし、最終処分量の削減を図っていく。</p> <p>したがって、廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考える。</p>
廃棄物	<p>&lt;工事の完了後&gt;</p> <p>【主要な景観構成要素の変更の程度及びその変化による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>本事業は、対象事業の区域にある受入貯留ヤード及び中防不燃ごみ処理センター第一プラントの跡地において、新たに中防不燃・粗大ごみ処理施設を整備するものであり、建築物の建築等における配置、形態・意匠・色彩及び緑化について可能な限り配慮することから、本事業の実施による景観構成要素の変更はなく、地域景観の特性に変化はない。</p> <p>したがって、評価の指標を満足すると考える。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>本事業は、対象事業の区域にある受入貯留ヤード及び中防不燃ごみ処理センター第一プラントの跡地において、中防不燃・粗大ごみ処理施設を整備するものであり、基本的な景観構成要素の変化はなく、色彩や形状に当たっては江東区景観計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とする。さらに、構内緑化の圧か、中防不燃・粗大ごみ処理施設の屋上緑化等を行うことにより良好な景観を形成し、周辺景観と調和のとれた景観を創出することで、眺望に大きな変化を及ぼさないと考える。</p> <p>&lt;工事の施行中&gt;</p> <p>【廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法】</p> <p>解体工事及び中防不燃・粗大ごみ処理施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで約4.8万tと予測される。また、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率等の全体の目標値を満足する。</p> <p>また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。また、不燃物として最終処分していた可燃性の処理残さのうち、可燃性のある約半量（約2万t）は当組合が管理している清掃工場で焼却処理することとし、最終処分量の削減を図っていく。</p> <p>したがって、廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考える。</p>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
廃棄物	<p>&lt;工事の施行中&gt;</p> <p><b>【建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法】</b>  中防不燃・粗大ごみ処理施設の建設に伴い発生する建設発生土は約3.4万m<sup>3</sup>である。掘削土のうち、一部は埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき、適切に処分する。  したがって、建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考える。</p> <p>&lt;工事の完了後&gt;</p> <p><b>【廃棄物の排出量、再利用量及び処理・処分方法】</b>  施設稼働時の埋立量（不燃物及び脱 waters 汚泥）は約1.8万t/年、資源物の回収量は、鉄1.7万t/年、アルミ0.2万t/年であり、再資源化率は約86%である。  中防不燃・粗大ごみ処理施設稼働時では、鉄、アルミの回収率を上げることにより、資源物の回収量を増やすとともに、不燃物の選別精度の向上等によって埋立処分量の削減に努める。また、中防不燃・粗大ごみ処理施設から排出される不燃物については、引き続き工事の施行中における中防不燃ごみ処理センターから排出される不燃物と同様の処理を行い、最終処分量の削減を図っていく。  したがって、廃棄物の排出量、再利用量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考える。</p>
温室効果 ガス	<p>&lt;工事の完了後&gt;</p> <p><b>【温室効果ガスの排出量及びそれらの削減の程度】</b>  中防不燃・粗大ごみ処理施設では、電力、都市ガスの使用によって、約6,654t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガスを排出すると予測するが、太陽光発電によって約23t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガスの削減が見込まれ、総排出量は約6,631t-CO<sub>2</sub>/年と予測する。  本事業では、エネルギーの有効利用として、太陽光等の再生可能エネルギーを積極的に活用する。また、屋上及び壁面の緑化による建物の断熱化やLED照明導入によるエネルギー使用量の削減を図る。さらに、当組合が管理する清掃工場でごみ発電（自己託送）して使用する。  したがって、本事業による温室効果ガスの排出量は、可能な限り削減でき、評価の指標を満足すると考える。</p>

●東京都告示第千二百五号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定に基づき液化石油ガス販売事業者の認定をしたので、同法第八十八条第二項第一号の規定により、次のように告示する。

令和二年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 液化石油ガス販売事業者の名称及び代表者の氏名  
東京燃料林産株式会社

代表取締役 廣瀬 直之

二 所在地

千代田区神田錦町三丁目十七番地

三 認定の内容

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第四十六条第一号に掲げる基準による認定

公 告

土地区画整理組合の理事の就任について

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により稲城上平尾土地区画整理組合理事長馬場丈助から次に掲げる者が令和二年八月三十一日付けで理事に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和二年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

氏名	住所
加藤 榮一	稲城市坂浜四百十一番地
黒田 進	同 市平尾四丁目四十六番地の十
鈴木 幸子	同 市平尾一丁目二十二番地の一
馬場 茂治	同 市平尾四丁目二番地の六
馬場 丈助	同 所五番地の六
馬場 昇	稲城市平尾一丁目二十八番地の十
馬場 実	同 所三十三番地の三十
宮田 千恵子	稲城市平尾四丁目三十六番地の一
宮田 光治	同 所三十四番地の一

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年九月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

調布市八雲台二丁目十五番八 西東京市北原町三丁目二番及び同番九 株式会社アーネストワン

代表取締役 松林 重行

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店

舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年九月二十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。
令和二年九月二十九日

一 店舗名	東京都知事 小 池 百合子
二 店舗所在地	ゆめりあフェンテ 練馬区東大泉五丁目四十三番一号
三 設置者名	宮本孝治ほか三十二名
四 設置者住所	練馬区東大泉五丁目四十三番一号
五 変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社ライフコーポレーションほか四名
六 変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社ライフコーポレーションほか二名
七 変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ライフコーポレーション
八 変更前の小売業者の住所	中央区日本橋本町二丁目六番三号(株式会社ライフコーポレーション)
九 変更後の小売業者の住所	中央区日本橋本町三丁目六番二号(株式会社ライフコーポレーション)
十 変更日	令和元年八月十五日ほか

十一 届出日	令和二年九月一日
十二 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十三 縦覧期間	令和二年九月二十九日から令和三年一月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十四 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名	イオン板橋店
二 店舗所在地	板橋区徳丸二丁目六番一号
三 設置者名	三菱UFJ信託銀行株式会社ほか一名
四 設置者住所	千代田区丸の内一丁目四番五号ほか
五 変更を行った設置者名	三菱UFJ信託銀行株式会社
六 変更前の設置者の代表者名	池谷 幹男
七 変更後の設置者の代表者名	長島 巖
八 変更日	令和二年四月一日
九 届出日	令和二年九月三日
十 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十一 縦覧期間	令和二年九月二十九日から令和三年一月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日

<p>十二 縦覧時間</p> <p>日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 若葉台センター商業ビル</p> <p>二 店舗所在地 稲城市若葉台二丁目六番地</p> <p>三 設置者名 新都市センター開発株式会社</p> <p>四 設置者住所 多摩市鶴牧一丁目二十四番地一</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 小林 昭次</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 関口 律</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社三和</p> <p>八 変更前の小売業者の住所 町田市森野五丁目十八番二号</p> <p>九 変更後の小売業者の住所 町田市金森四丁目一番二号</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 小山 克己</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 小山 真</p> <p>十二 変更日 令和二年六月十七日ほか</p> <p>十三 届出日 令和二年九月七日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十五 縦覧期間 令和二年九月二十九日から令和三年一月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休</p>
<p>十六 縦覧時間</p> <p>日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)  
 郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)  
 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)  
 郵便番号  
 113-0001

